

(別添1) 略

(別添2)

関係行政機関等一覧

- 1 総務庁長官 官房長
- 2 警察庁長官 官房長
- 3 経済企画庁長官 官房長
- 4 科学技術庁長官 官房長
- 5 環境庁長官 官房長
- 6 国土庁長官 官房長
- 7 法務大臣 官房長
- 8 外務大臣 官房長
- 9 大蔵大臣 官房長
- 10 文部大臣 官房長
- 11 厚生大臣 官房長
- 12 農林水産大臣 官房長
- 13 通商産業大臣 官房長
- 14 運輸大臣 官房長
- 15 郵政大臣 官房長
- 16 建設大臣 官房長
- 17 自治大臣 官房長
- 18 日本商工会議所 会頭
- 19 日本経営者団体連盟 会長
- 20 経済団体連合会 会長
- 21 全国中小企業団体連合会 会長
- 22 全国商工会連合会 会長
- 23 全国商店街振興組合連合会 会長

(別添3)

平成6年4月からの労働時間

制度の改正について

平成6年4月から、1週間の法定労働時間が原則40時間となり、休日の割増賃金率が35%以上となることなどを内容とする労働時間制度の改正が行われますが、その主な内容は以下のとおりです。

- (1) 法定労働時間は、週40時間(一定の規模・業種に属する事業については、猶予措置として週44時間(最大限3年間)。なお、製造業等の9人以下の事業については平成7年3月31日までの間は、週46時間)となります。
- (2) 規模10人未満の商業・サービス業の法定労働時間については、週46時間、1日8時間(規模5人未満の商業・接客娯楽業については平成7年3月31日までの間は、週48時間、1日8時間)となります。

- (3) 3か月単位の変形労働時間制が改正され、1年単位の変形労働時間割が、一定の要件の下に、採用できるようになりました。
- (4) 法定休日の割増賃金率が3割5分以上の率(時間外、深夜については現行通り2割5分以上の率)となります。
- (5) 年次有給休暇の継続勤務要件が1年から6か月に短縮されます。また、所定労働日数が週4日以下の労働者の年次有給休暇の付与日数が一部増加されます。
- (6) 林業について労働時間、休憩および休日の規定の適用を受けることとなります。詳しくは、最寄りの労働基準局又は労働基準監督署にお尋ね下さい。